

令和7年

育児や介護と仕事の両立支援制度が さらに取得しやすくなりました！

育児や介護のため休みたい

育児休業

原則子の1歳の誕生日の前日まで
2回まで分割取得可能
(いわゆる「産後パパ育休」も
2回まで取得可能)

介護休暇

家族1人に指定期間(通算
93日まで、3回まで分割可)
内で取得可能

子の看護等休暇

1の年度に5日(小学校3年生まで
対象)
(子が2人以上の場合10日)

短期介護休暇

1の年度に5日(要介護家族
が2日以上の場合10日)

勤務時間を短くしたい

育児時間

1日2時間(子が3歳まで)

介護時間

1日2時間
(家族1人に3年間まで)

勤務時間帯 を変更したい

早出
遅出
勤務

休憩
時間の短
縮・延
長

フレックスタ
イム制(期間
業務職員
のみ)

超勤・深夜勤 を避けた

超過勤務
の免除

超過勤務
の制限

深夜勤務
の制限

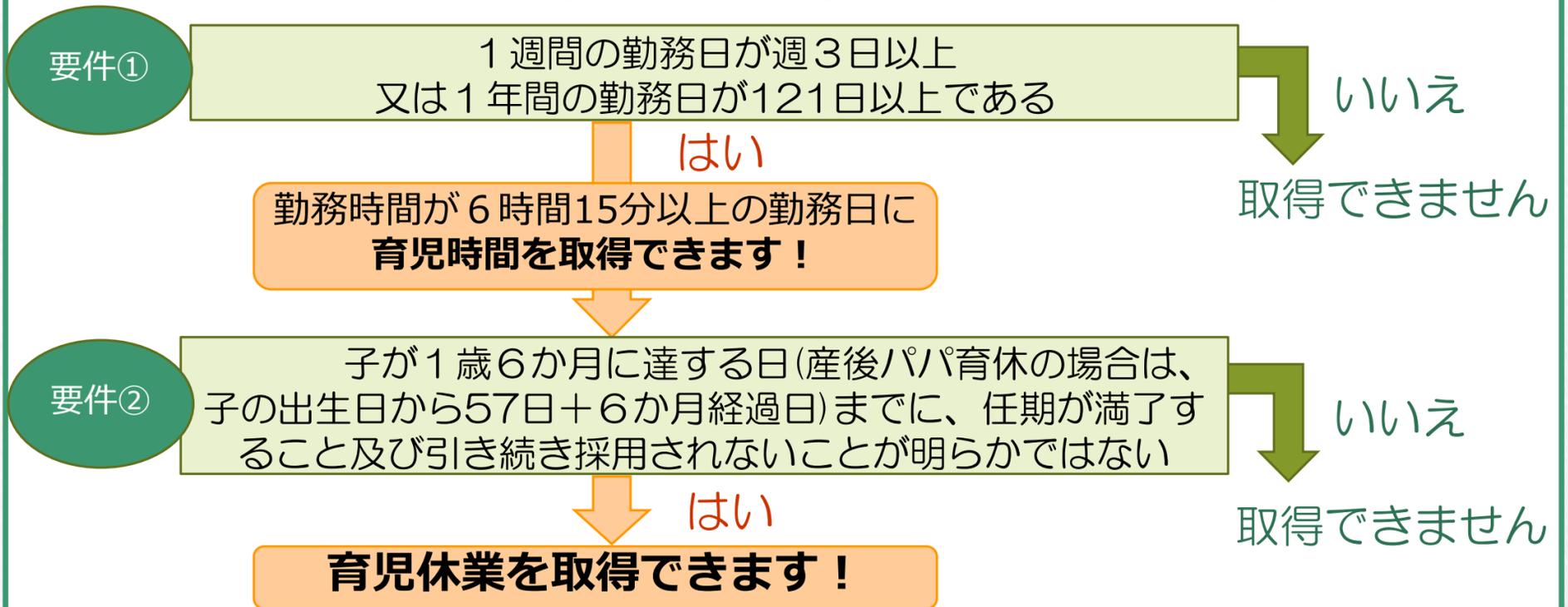
一定の要件を満たす非常勤職員は、育児休業・介護休暇などを取得することができます。このリーフレットでは、非常勤職員が妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立のために利用できる制度の概略を解説します。



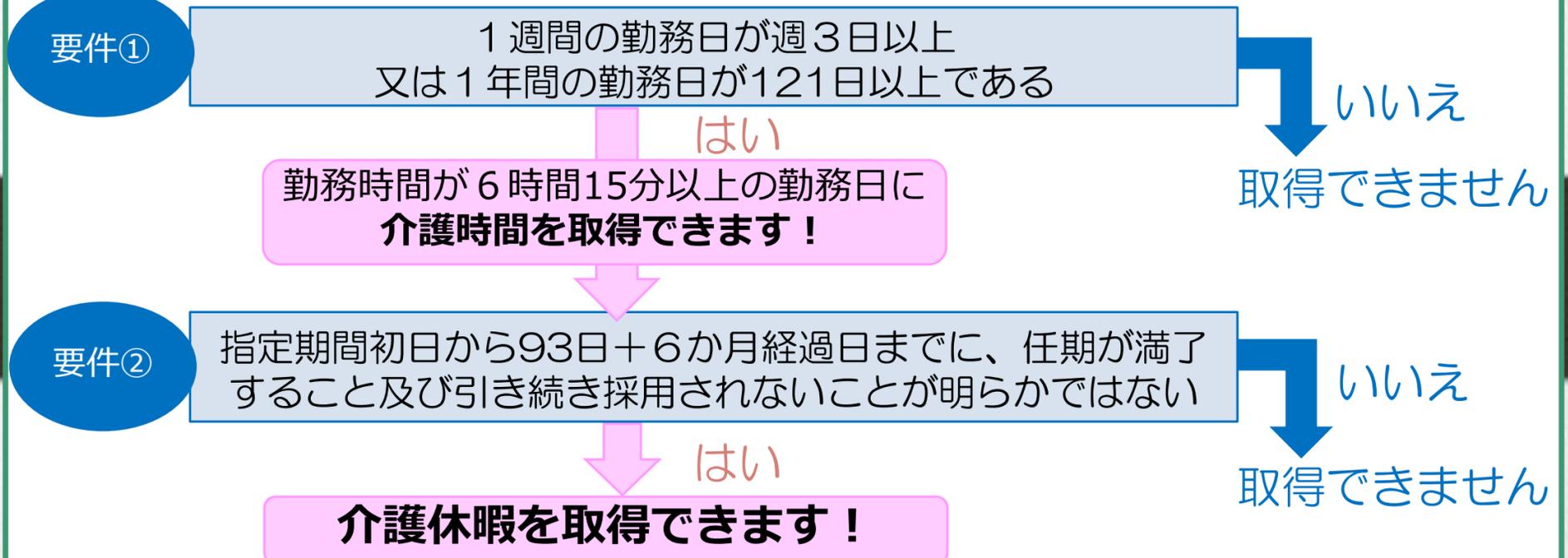
人事院

National Personnel Authority

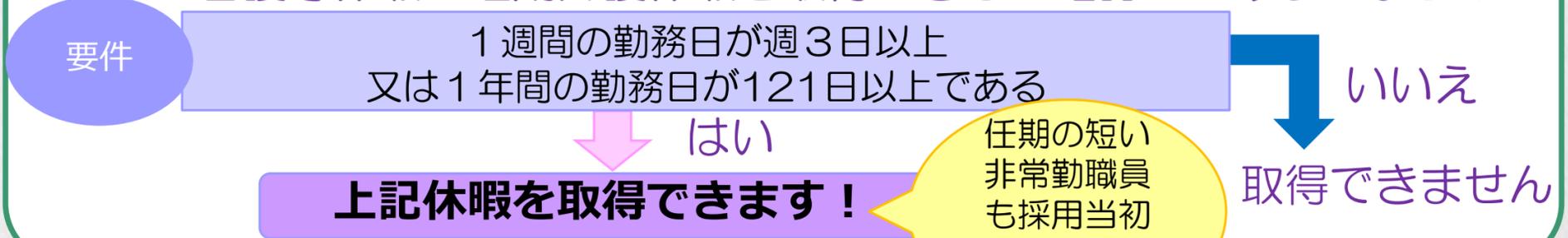
★育児休業・育児時間を取得できるか確認してみましょう！



★介護休暇・介護時間を取得できるか確認してみましょう！



★出生サポート休暇・配偶者出産休暇・育児参加のための休暇・
子の看護等休暇・短期介護休暇を取得できるか確認してみましょう！



！ポイント！

＜「任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らか」の該当例
(育児休業の場合)＞

◎官職が廃止される場合で、任期を更新しないことが明示されているときなど



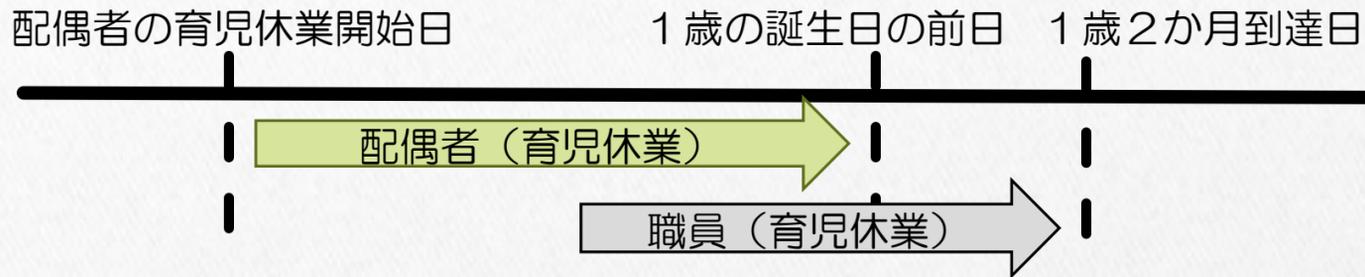
育児休業の取得可能期間

◎育児休業の請求は任期の範囲内で行います。

子の養育の事情に応じて次の期間内で、育児休業をすることができます。

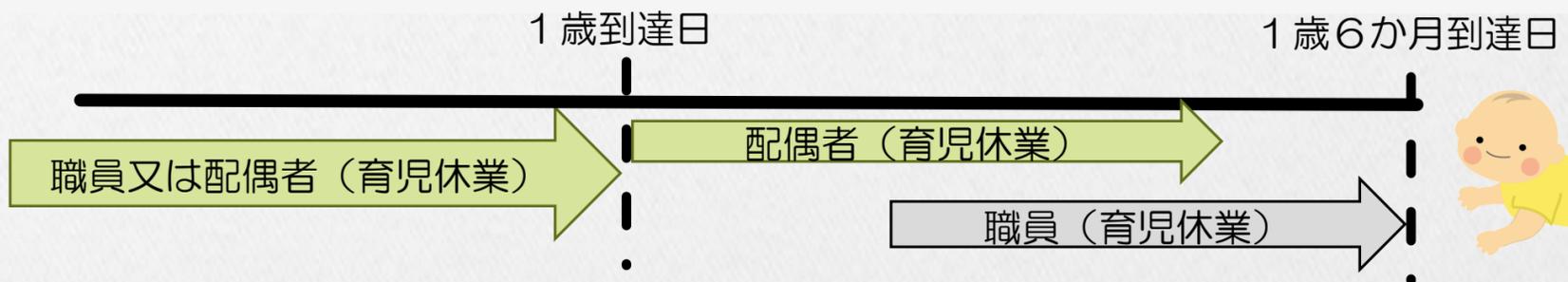
【原則】子の出生の日から1歳誕生日の前日までの期間

【特例】①配偶者が子の1歳誕生日の前日以前に育児休業をしている場合
…「1歳2か月」に達する日までの最長1年間の期間



② 次の(1)~(4)を満たす場合 …「1歳6か月」

- (1) 子の1歳の誕生日（配偶者が子の1歳の誕生日以降育児休業をしている場合は、その育児休業の末日の翌日以前の日）を初日とする育児休業をする
- (2) 職員又は配偶者が子の1歳誕生日の前日に育児休業をしている
- (3) 保育所等の利用ができない場合等、子の1歳の誕生日以降、育児休業をすることが特に必要と認められる場合に該当する
- (4) 子の1歳の誕生日以後、(1)、(2)、(3)の条件を満たす育児休業をしたことがない



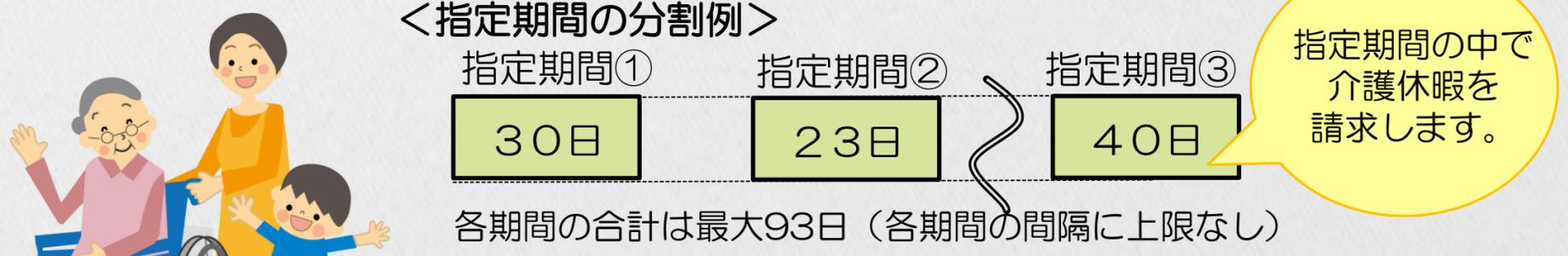
※特に必要と認められる場合には、2歳まで取得可能

介護休暇の取得可能期間

◎介護休暇の請求は任期の範囲内で行います。

- ・ 使用可能期間は、介護を必要とする状態にある間の家族1人につき、通算93日（3回まで分割可）の範囲内です。
- ・ 休暇の単位は、1日又は1時間単位（1時間を単位とする場合は始業から連続、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内）です。

<指定期間の分割例>



<経済的支援について>

育児休業（介護休暇）期間中は無給ですが、雇用保険法（所管：厚生労働省）が適用される場合には、一定の要件を満たすとき育児休業（介護休業）給付が支給されます。また、雇用保険法による支給を受けることが出来ない場合で、国家公務員共済組合法（所管：財務省）が適用される場合には、一定の要件を満たすとき育児休業（介護休業）手当が支給されます（介護休業手当の対象は、全日休暇を取得した日のみ。）。

育児休業期間中は、申出により共済掛金及び厚生年金保険の保険料が免除されます。

妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援制度には次のようなものがあります。

目的			両立支援制度 ※印の制度には取得要件があります	制度の概要 (詳細については、所属機関の人事担当にもご確認ください。)
出 産	妊 娠	育 児 介 護		
○			出生サポート休暇 ※	不妊治療に係る通院等のための休暇(年度5日(体外受精等に係る通院等の場合は更に5日加算))
○			深夜勤務・時間外勤務の制限	妊産婦である職員が深夜(午後10時～午前5時)・正規の勤務時間以外に勤務しないこと
○			健康診査・保健指導を受けるための職 専免	妊産婦である職員が健康診査・保健指導を受けるため勤務しないこと
○			業務軽減	妊産婦である職員の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就くこと
○			休息・補食のための職専免	妊娠中の職員が適宜休息し、又は補食するため勤務しないこと
○			妊産疾病休暇	保健指導・健康診査に基づく指導事項を守るための休暇
○			通勤緩和のための職専免	妊娠中の職員が交通機関の混雑を避けるため始業又は終業時に1日1時間まで勤務しないこと
○			産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である場合の休暇(出産日まで)
○			産後休暇	出産した場合の休暇(出生日の翌日から8週間を経過する日まで)
○			配偶者出産休暇 ※	妻の出産に伴う入退院の付添い、子の出生の届出等を行うための休暇(2日)
○			育児参加のための休暇 ※	妻が出産する場合に出産に係る子・未就学児を養育するための休暇(5日)
	○		育児休業 ※	原則1歳未満の子を養育するための休業
	○		子の看護等休暇 ※	小学校3年生までの子を看護等するための休暇(年度5日(小学校3年生までの子が2人以上の場合は10日))
	○		育児時間 ※	3歳未満の子を養育するため、始業又は終業時に1日2時間まで勤務しないこと
	○		保育時間	1歳未満の子に授乳等を行うための休暇(1日2回それぞれ30分以内)
		○	介護休暇 ※	家族の介護を行うための休暇(通算93日、3回まで分割取得可)
		○	介護時間 ※	家族の介護を行うための休暇(連続3年の間に1日2時間まで)
		○	短期介護休暇 ※	家族の介護を行うための休暇(年度5日(要介護者が2人以上の場合は10日))
	○	○	フレックスタイム制 ※	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること
	○	○	早出遅出勤務	小学校6年制までの子の養育、家族の介護のため、勤務時間帯を変更すること
	○	○	深夜勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、深夜に勤務しないこと
	○	○	超過勤務の免除	未就学児の養育、家族の介護のため、超過勤務しないこと
	○	○	超過勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、1月につき24時間、1年につき150時間を超えて超過勤務しないこと
○	○	○	休憩時間の短縮	小学校6年生までの子の養育、家族の介護、妊娠中職員の交通機関混雑の回避のため、休憩時間を短縮すること
	○	○	休憩時間の延長	小学校6年生までの子の養育、家族の介護のため、休憩時間を延長すること(休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る)

非常勤職員の方向けの制度概要、各種リーフレット等は以下のページに掲載しています。あわせてご覧ください。

人事院ホームページ

「[妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援のページ](#)」



「[主な両立支援制度の概要\(非常勤職員用\)](#)」



【問い合わせ先】 人事院職員福祉局職員福祉課 03-3581-5336

北海道事務局 011-241-1249

東北事務局 022-221-2002

関東事務局 048-740-2005

中部事務局 052-961-6839

近畿事務局 06-4796-2181

中国事務局 082-228-1182

四国事務局 087-880-7441

九州事務局 092-431-7732

沖縄事務所 098-834-8400